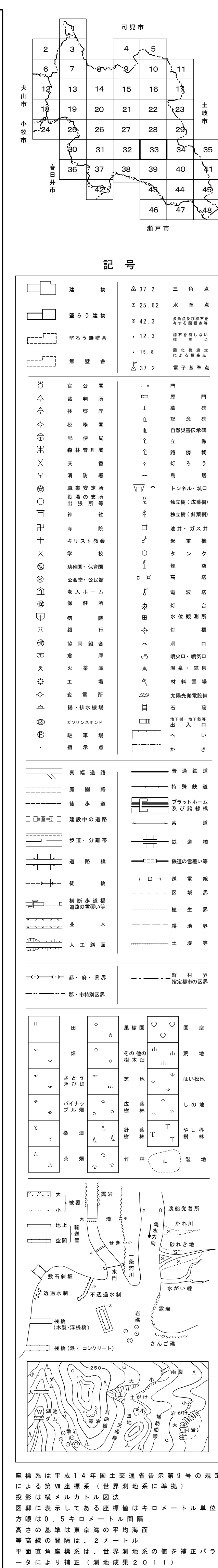


1:2,500  
33 VII-MD-59-1



玉野総合コンサルタント株式会社調製

---

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て  
既設官署の測量機及び測量機長を使用して得たものである」  
(助言書) 第 1 章第 36 条第 6 号

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである」  
(助言書) 第 1 章第 36 条第 6 号

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て  
既設官署の測量機及び測量機長を使用して得たものである」  
(助言書) 第 1 章第 36 条第 6 号

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである」  
(助言書) 第 2 章第 36 条第 6 号

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである」  
(助言書) 第 2 章第 36 条第 4 号

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。  
(助言番号) 令3部公第131号」

著作権所有兼発行者 多治見市  
許可なく複製を禁ずる